

平成 17 年 9 月 20 日

企業会計基準委員会 事務局 御中

全国銀行協会

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針  
(案)」に対する意見書の提出について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒  
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

標記適用指針(案)第 16 項に規定する繰延ヘッジ損失に係る税効果会計適用  
の取り扱いに賛同する。

(理由)

1. 繰延ヘッジ損失の実質は繰延勘定であり、同項に記載のとおりヘッジの有効性が認められる限り将来発生するヘッジ対象の利益とほぼ同時期・同額にて解消されるものとみることができ、回収可能性が認められること。
2. 繰延ヘッジを維持しつつ繰延ヘッジ損益の表示変更を行うことは、固有の事情として考慮されるべきであること。
3. 仮に本取り扱いが認められない場合には、ヘッジ手段であるデリバティブの評価損益を残存期間別に区分することを強いられることになり、多額で多様な金融取引にヘッジ会計を適用している銀行にとっては、表示の変更により実務上相当な負担が生じること。

また、従来は純額でヘッジ利益を表示している場合でも、ヘッジ損失に本取り扱いが認められない場合には、純額でヘッジ損失を表示する可能性もあり、表示に齟齬が生じうること。

以 上